



第72回 新型コロナウイルス肺炎対策について

▼公衆衛生対策とは何か

新型コロナウイルス感染症は、風邪様症状で始まり、インフルエンザより、やや感染しやすく、重症肺炎になりやすいと言われます。今回の新型肺炎への公衆衛生対策は、検疫、検査、医療提供、移動・社会活動制限、予防行動の推奨です。会社では、予防対策は実施するのですが、発病者や感染者が出た時のことを想定した準備が求められます。感染者には、自宅療養、発病者は医療にかかってもらうのですが、その際にも企業活動への影響を最小限にするためのBCP(業務継続計画)を立てておく必要があります。工場内で感染者が1人でも出れば操業停止と決める事は簡単ですが、どうなれば再開するかを決めておく必要があります。

1) 検疫

感染の可能性のある人に潜伏期間とされる期間、一般の人々と接触しないように隔離・滞在してもらいます。水際作戦ともいいますが、不顕性感染が多い感染症では効力が弱く、また社会防衛のために一部の人の人権を制限するもので、実施には配慮が必要です。豪華客船の乗客・乗員への対応が問題になりましたが、引き換えに日本住民への感染の拡大を防いだともいえます。早い時点で乗客・乗員を陸地にあげ、感染リスク別に施設に滞在してもらい、健康観察をするのが良かったと思います。

2) 検査

PCR検査が有名になりました。鼻や喉の粘膜からとった粘液等に含まれるウイルス遺伝子の新型コロナウイルスだけが持つ特別な場所を増幅させて検出します。検査手技の不徹底もあり、この検査は見逃し例が多いようです。検査結果が陽性でも陰性でも検査に至った理由(症状等)があるなら、一定期間行動自粛してもらえれば、爆発的流行を防ぐことができると考えられます。その場合でも、国民の中の一定割合(この疾病にかかりやすい人)が感染し終わるまで長期間流行が続くことになります。

3) 医療的対応

治療方法がないので、有症者への治療は対症療法となります。治る人は自分の免疫力で治っていきます。重症者には、人工呼吸器や人工肺が使われます。医療機関、医療従事者に様々な負荷がかかるので、不顕性感染者や軽症者は入院させず、自宅や宿泊施設での待機で十分です。

4) 予防方法

手洗い、うがい、咳エチケット、マスクが推奨され

ています。手洗いには医学的証拠があります。医療用の特殊なものでない限り、マスクで感染予防はできませんが、不顕性感染者の飛沫を遮断する可能性はあるので、数に限りがあるので症状のある人がすれば十分です。感染者が出やすい環境に、密閉、密集、密接があるとされますが、この検証も必要です。移動制限・行動制限が発生のピークを遅らせ、医療機関への負荷を減らすだろうと思います。小中高校の休校要請は、一定の効果はありうるが、親の就業等周辺への影響が大きく、政策がその補償に傾くことで検査体制整備、医療機関支援やワクチン・治療薬開発等に遅れることが危惧されます。

5) 社会的風潮の醸成

過熱な報道の中で、感染者の感染前や後の行動に関する非難、疑われる症状に見える人への偏見・差別、中国・韓国関係者への誹謗中傷等が起こっています。社会に期待される言動ができない人を許さない風潮が心配です。偏見差別が感染者の社会での潜伏化を招き、かえって感染が広がってしまいます。

6) 健康観への問いかけ

疾病対策と社会経済活動のバランスの問題があります。社会がある疾病を必要以上に怖がり、専門家のその病気で死ぬ人を減らしたいという目標に乗っかれば、過大な人・物・金・規制をかけてもよいこととなります。一方、経済活動が滞り多くの人が生活できなくなるという副作用も大きくなります。物差しが違うもののバランスをどうとるかが課題になります。

7) 緊急事態宣言

2020年3月に成立した改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」は、対象に、新型コロナウイルス感染症を追加したもので、首相が「緊急事態宣言」を発令することが可能になり、基本的人権が制限できます。問題点も指摘されており、今後の動向が注目されます。様々な情報に浮足立たず、冷静に取り組まないと、この感染症以外に進む重要な社会問題を見逃す可能性があります。過剰反応せず、事実をしっかり分析し、事前準備することが大切です。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授
尾崎 米厚
(おさき よねあつ)